

3. 地域包括支援センターについて



加賀市市民健康部介護福祉課

令和5年3月2日

地域包括支援センターブランチ(地区高齢者こころまちセンター)の運営状況について

○地域包括支援センター(ブランチ)を設置し8年が経過しており、現在の社会情勢において、現状にあった地域包括支援センターブランチの体制の在り方や運営の状況把握を行い、取り組みを行う。



1 状況把握の方法

①法人へのヒアリング

- ・ブランチを受託している全8法人に対し、ヒアリング実施(令和4年8月実施)
(ヒアリング項目:人材確保、委託料、市からのバックアップ体制、相談体制等)

②業務量調査

- ・令和4年8月～10月の3か月間、ブランチ業務の時間調査

③ブランチ職員のヒアリング

- ・ブランチ連絡会において、現状の課題と課題解決にむけての具体策について意見交換

2 結果及び取り組み

①法人及びブランチ職員からのヒアリング結果とその対応について

⇒ブランチ職員と共に、課題について協議。

ヒアリング結果・意見	解決方法
1)記録物が多い。訪問の記録以外の提出書類も多い。	○記録物や提出書類について、ブランチ活動の評価を行い、課題や目標を書きやすい様式に変更。 ○インカム導入におけるICTを活用した相談記録の入力
2)ブランチ職員の育成にかかる時間が現場としてはなかなかとりにくい。	○基幹型地域包括支援センター職員との同行訪問支援 ○ブランチ研修会の継続
3)高齢者だけでなく、障がい者等の相談を受けることも増えており、不安。	○ブランチ勉強会や介護保険サービス事業所中堅職員向け研修会の継続
4)基幹型地域包括支援センターの地区担当職員が不在で困った時に相談できない。	○基幹型地域包括支援センターへの相談体制の見直し(地区担当職員以外のブランチ業務担当職員等がその場で対応)

②業務量調査結果

全16ブランチの3か月間の平均業務時間は、1か月あたり、2,377分(およそ40時間)であり、現在の配置基準を超えてない業務量であったため、現行の配置基準のままの体制を維持する。

現在の加賀市版地域包括ケアシステムについて

ブランチ及び相談支援事業所が核となり、地域を住民と一体的に考え取り組む体制を市の相談支援課がバックアップする体制を強化

【加賀市相談支援課】

- 生活保護 ○生活困窮者支援 ○消費生活センター
- ひきこもり支援 ○孤独・孤立支援 ○行政相談 など

【加賀市基幹型地域包括支援センター】

- 総合相談支援 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援
- 権利擁護
- 介護予防ケアマネジメント業務 ○在宅医療・介護連携推進
- 生活支援体制構築 ○認知症総合支援事業
- 障がいのある人の相談窓口 など

【市直営の強み】

- 他課とのネットワーク、つなぎ
- 他分野とのネットワーク
- 各種施策との連動

介護福祉課

建築課(市営住宅)

税金課

教育委員会

子育て支援課

健康課 など

医療機関

社会福祉協議会

民生児童委員

NPO法人 など

まちづくり推進協議会

町内会 など

高齢者に限らない相談が増えている

支援方針やつなぎ先の窓口などの相談

バックアップ
(同行訪問やケース会議支援、研修会)

【地区地域包括支援センター(ブランチ)】

委託先: 市内16の地域密着サービス事業所

【機能】

身近な相談窓口機能

- ブランチ業務(個別援助業務)
- 地区高齢者の個別相談、支援 ○24時間365日の対応

地域づくり機能

- 地域福祉コーディネート業務
- 地域資源の把握、開発、担い手育成、活躍する場の確保
 - 交流活動の開催支援

健康づくり機能

- 介護予防と健康づくり(疾病予防・重症化予防)連動
- 地区高齢者の生活習慣病の重症化防止(個別支援)
 - 地域へのフレイル予防の啓発普及

【相談支援事業所】

指定先: 市内6事業所

【機能】

障がいのある人の相談窓口機能

- 個別援助業務
- 地区の障がいのある人の個別相談、支援
 - 24時間365日緊急時等の対応

相談

【地域】

高齢者、ひきこもり、就労支援、健康、認知症、統合失調症や躁うつ病、アルコール依存症等精神疾患、身寄りのない方、医療につながっていない人などの相談など。